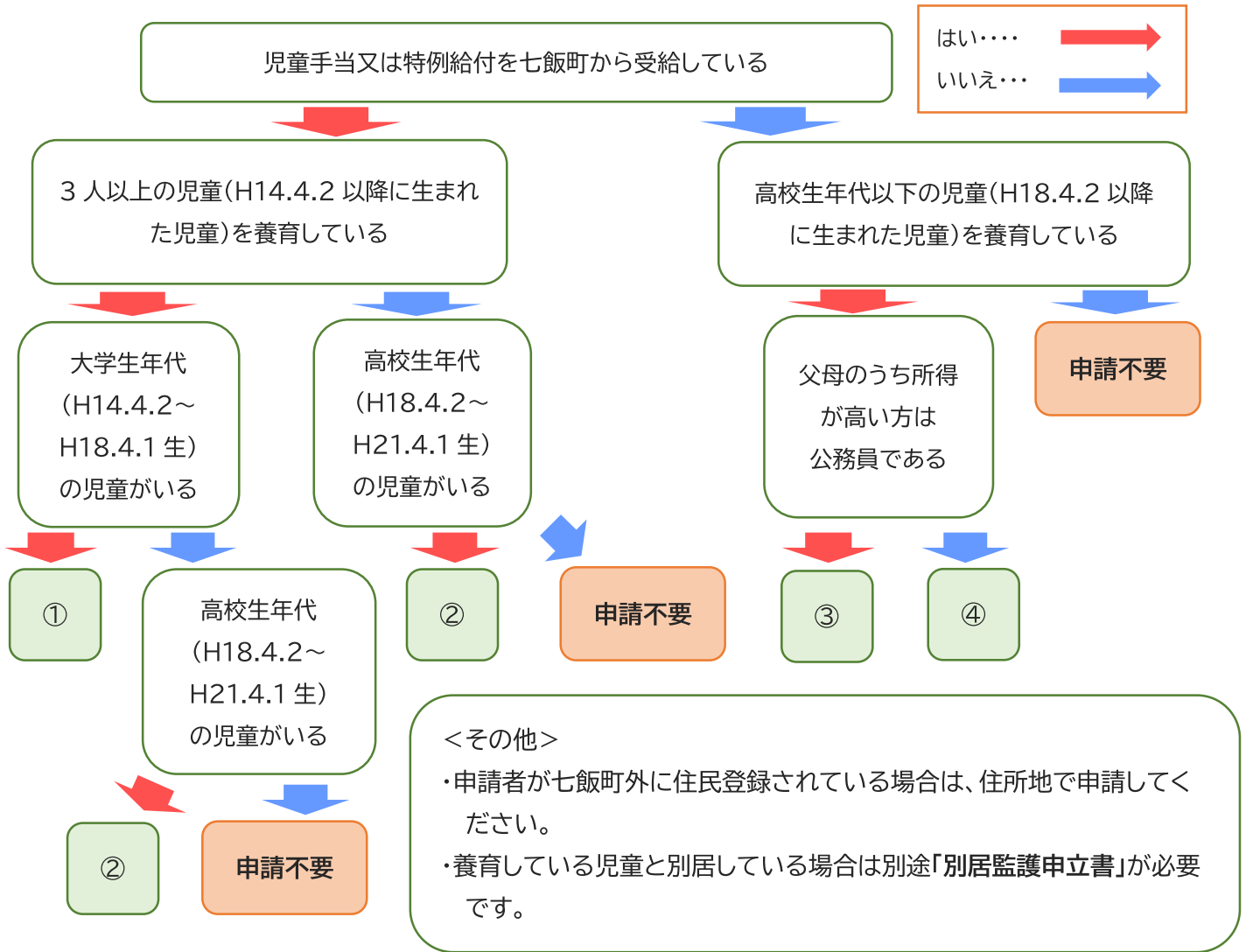


# 申請対象者



	必要な手続き	必要な添付書類
①	「額改定認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。	○大学生年代の児童を養育していることがわかる書類 ・児童が学生の場合→学生証または在学証明書の写し ・児童が就労しているが経済的負担がある場合 →児童への生計費の負担の状況がわかる書類 (児童の健康保険証の写しや送金記録の写し など)
②	「額改定認定請求書」の提出が必要です。 ※ただし、中学生以下の児童を養育しており、現行制度で高校生年代の児童を算定児童として認定されている方については、手続きは <u>不要</u> です。	
③	公務員の方の児童手当は、勤務先(所属庁)から支給されます。手続方法等につきましては勤務先へ確認してください。	
④	「認定請求書」の提出が必要です。 ※大学生年代の児童を養育しており、かつ児童を3人以上養育している場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」も必要です。	○申請者の健康保険証の写し ○振込先(申請者名義の銀行口座)がわかるものの写し

※その他、ご家庭の状況により、上記以外にも書類が必要な場合があります。